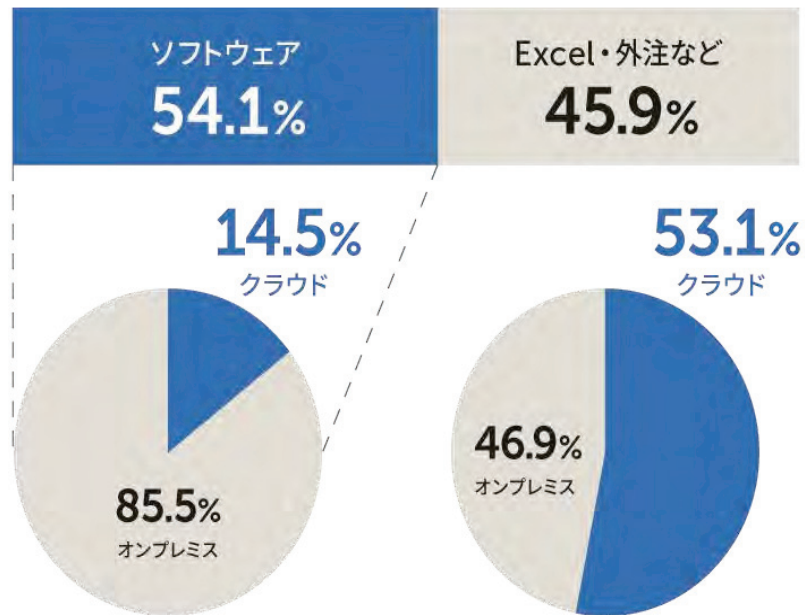


(3) 中小企業における会計ソフトの普及率

- ・法人に限ると半分以上の企業で会計ソフトを利用しているが、その内、クラウドの利用率は15%未満
- ・中小企業における会計業務の効率化・リモートワーク推進には、クラウド会計の普及が有用

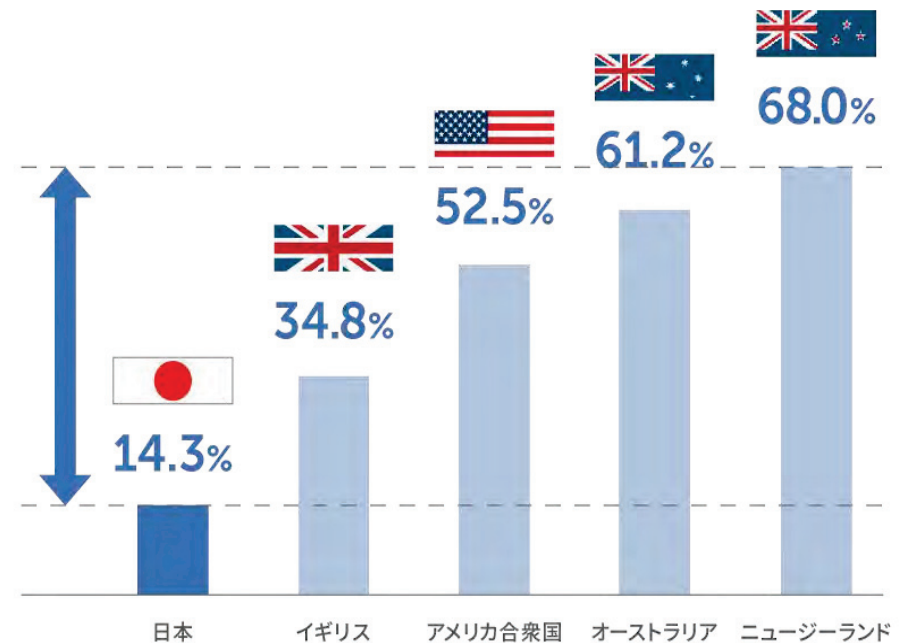
中小企業における会計ソフト普及率⁽¹⁾



クラウド vs オンプレミス⁽¹⁾

設立一年以内の企業におけるクラウド会計ソフト利用率⁽²⁾

各国の会計ソフトに占めるクラウド浸透率⁽³⁾



(1)株式会社MM総研「クラウド会計ソフトの法人導入実態調査(2017年8月実施)」

(2)株式会社MM総研「クラウド会計ソフトの法人導入実態調査(2016年9月実施)」

(3) (出典) International Data Corporation (IDC) 「Semiannual Software Tracker Forecast 2014-2023 2018H2」及び「Semiannual Cloud Services Tracker Forecast 2014-2023 2018H2」

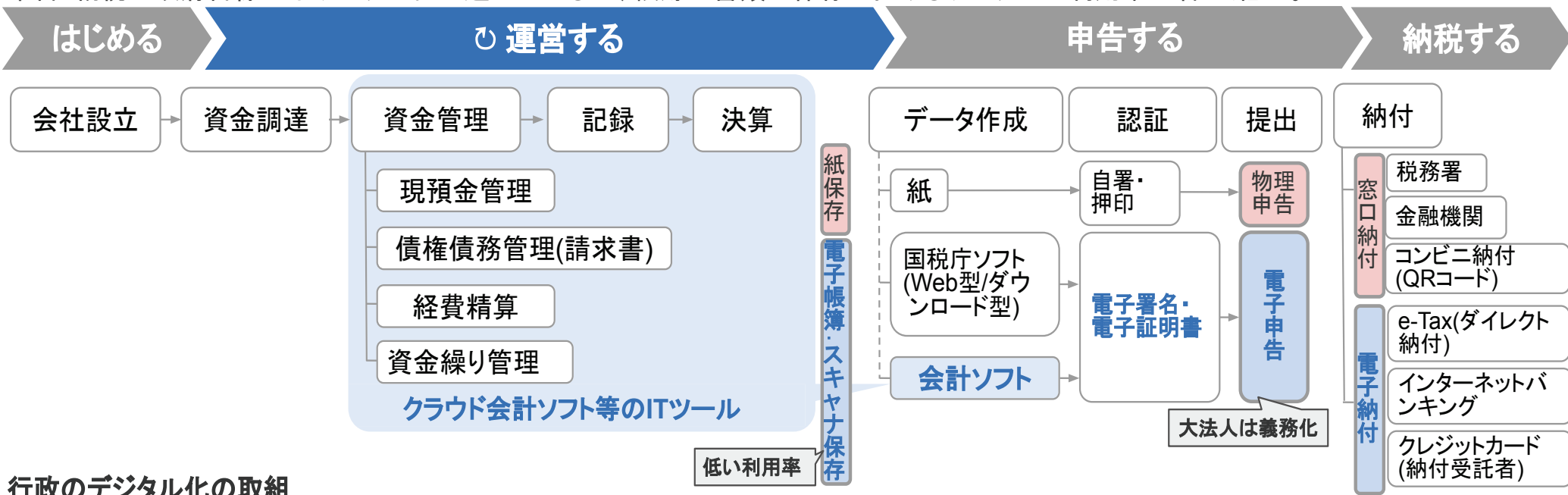
本日のご説明

中小企業における会計業務のデジタル化と紙保存

01. 中小企業の生産性向上に資するクラウド会計ソフトの有用性
02. 中小企業を取り巻く税務申告等のデジタル化の流れ
03. 国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題

(1) 中小企業の年間業務サイクルと帳簿・申告・納税等に係る行政のデジタル化

申告・納税は政府目標の下デジタル化が進んでいるが、帳簿や書類の保存におけるデジタルの利用率は著しく低い。



行政のデジタル化の取組

<p>法人設立手続のオンライン・ワンストップ化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子帳簿保存法(帳簿・スキャナ保存・電子取引)の累次の見直し。スキャナ保存の承認件数: 累積で3,000件弱 (2018年度) ● 2023年度インボイス制度の導入 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子帳簿等保存・スキャナ保存の利用率が低い ● インボイス制度導入後は、消費税法上、支払額3万円未満の仕入・経費等についても、レシートの保存が義務付け(仕入税額控除の要件) 	<p>中小企業も「将来的に電子申告の義務化を前提に電子申告率100%(2019年85%)」の政府目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人電子申告の認証簡便化 ● 大法人の電子申告義務化に伴い、イメージデータ(PDF)で送信された添付書類の紙原本保存不要化(一定の解像度・階調の要件あり) ● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式柔軟化等 <p>社会保険・税手続ワンストップサービス(企業負担軽減と行政事務効率化のため、クラウドを用いた企業保有情報の新しい提出方法等)も検討</p>	<p>納付手段の多様化・キャッシュレス化 (政府目標: 2025年までにキャッシュレス納付40%程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダイレクト納付での複数口座登録可能化等
-----------------------------	--	--	---

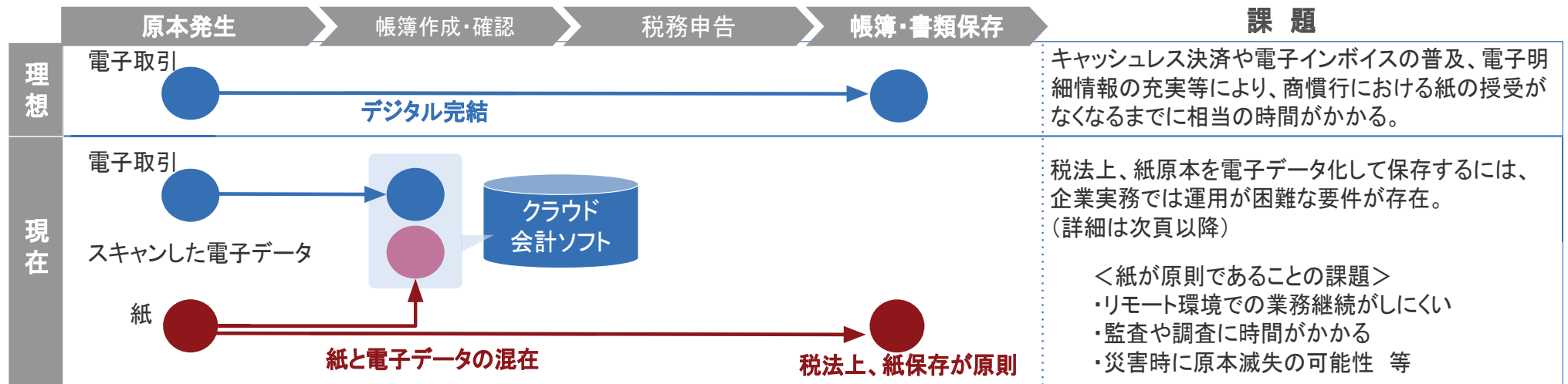
(参考) インボイス制度導入による保存対象の拡大

- 令和5(2023)年10月以降、支払対価の額が**3万円未満の課税仕入れについて請求書等の保存がなくても、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる規定が廃止**されるため、仕入税額控除のためには以下の例外を除いて、**原則として適格請求書等の保存が必要**となる。
 - 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるケース
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される以下の取引
 - 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のもの)
 - 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のもの)
 - 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたもの)
 - ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
 - ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
 - ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
 - ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ
- これにより、消費税法上の仕入税額控除のためには、例えば以下のケースでも、2023年10月より、**適格請求書等の記載要件を満たしたレシート等の受領・保存が必要**となる。(現行制度では、レシート等を「受領しなかった」場合には、必ずしも所得税法・法人税法による保存義務は生じない。)
 - 支払額3万円未満の仕入・経費
 - 現状では不要(消費税法30条7項、同施行令49条1項1号)
 - 今後は、金額要件が廃止(上記①～⑤のみインボイス保存不要)
 - レシートが電子交付されたインターネットショッピングによる仕入・経費
 - 現状では不要(消費税法30条7項、同施行令49条1項2号、「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合」に該当)
 - 今後は、電子交付されたインボイスの保存要件を規定、「検索可能な状態での保存」などの要件を満たさない場合は**別途紙の保存が必要**
 - なお、電子交付されたインボイス(原本)を紙に印刷(副本)して保存するケース(下図3)では改ざん防止等の措置は規定されていない。

	原本 (●)は税法上の保存対象	副本	改ざん防止策等の定め
1	紙(●)	—	なし
2	紙	電子データ(●)	スキャナ保存制度(電帳法第4条3項)
3	電子データ	紙(●)	なし
4	電子データ(●)	—	電子取引(電帳法第10条)

(2) 帳簿・申告・納税デジタル化の目指すべき方向性と現状

- (電子申告につなげやすい)クラウド会計ソフトを活かした効率的で正確な記帳のための環境整備には、**取引を一貫してデジタルで行う「電子取引」を活用**するのが理想
- しかし、現状の「**紙取引と電子取引が混在**」する状況では、企業の実務は、
 - 電子データと紙の二重管理を避けるため、
 - 紙を前提にした業務フローを組んで運用しており、
 - 業務効率化やリモートワーク推進に資する電子データ活用のメリットを感じにくい
 という実態であり、電子取引を拡大していくモチベーションが生まれにくい。
- 企業規模に関わらず、企業実務において電子データと紙の二重管理をしなくて済むよう、「**紙取引と電子取引が混在する現状**」から「**デジタルファーストの社会**」への過渡期的な措置として、紙で受け取ったデータをスキャンして電子データとして簡便に管理できる環境の整備が重要



本日のご説明

中小企業における会計業務のデジタル化と紙保存

01. 中小企業の生産性向上に資するクラウド会計ソフトの有用性
02. 中小企業を取り巻く税務申告等のデジタル化の流れ
03. **国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題**